

# 入 札 説 明 書

令和 7 年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

中部地方環境事務所 信越自然環境事務所

# はじめに

令和４年度鹿沢インフォメーションセンター管理運営業務の入札等については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1. 契約担当官等

分任支出負擔行為担当官

中部地方環境事務所 信越自然環境事務所長 松本 英昭

## 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務  
(2) 特質等 別添の仕様書による  
(3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月20日  
(4) 履行場所 中部地方環境事務所信越自然環境事務所野生生物課  
(長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階)

### (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時まで「B」、「C」又は「D」級に格付けされ、開札時まで「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 別紙の業務請負条件を満たした者であること。
- (6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4. 契約条項を示す場所等

##### (1) 契約条項を示す場所

〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎  
中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 総務課  
電話026-231-6570 FAX026-235-1226

##### (2) 入札説明会については実施しない。

#### 5. 入札に関する質問の受付

##### (1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和7年5月7日 17時まで

(持参の場合は、土日・祝祭日及び12時から13時を除く)

提出場所 4. (1) の場所

提出方法 電子調達システムによる登録、郵送または持参によって提出すること。

##### (2) (1)の質問に対する回答は、令和7年5月9日17時までに信越自然環境事務所ホームページの当該入札公告ページに掲載する。

#### 6. 業務請負条件に関する書類の提出

別紙の業務請負条件に関する書類及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを、別紙の業務請負条件及び次に従い提出すること。

##### (1) 提出期限

令和7年5月13日 17時まで

(持参の場合は、土日・祝祭日及び12時から13時を除く)

##### (2) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子調達システム上で提出すること。

電子調達システムのデータ上限は10MB。

イ. 提出場所 電子調達システム上

##### (3) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4. (1) の場所

##### (4) 審査結果通知は、令和7年5月15日 17時までに通知する。

#### 7. 競争執行の日時、場所等

##### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和7年5月16日 10時

場所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階  
中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 会議室

##### (2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

(1) の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ．書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を、6に記載の業務請負条件等の書類と合わせて提出すること。

また、環境省入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ．入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8．落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9．暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

10．人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11．その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム(GEPS) ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル) 受付時間 平日8時30分～17時30分

(別紙)

## 令和7年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務 請負条件

本業務の対象種であるタカネヒカゲハヶ岳亜種及びタカネキマダラセセリ赤石山脈亜種は、国内希少野生動植物種に指定されており、特に絶滅のおそれが高く保全対策の緊急性が高い種類である。また、タカネキマダラセセリ赤石山脈亜種は、今年度業務においてその保全事業に係る計画案を作成することを予定している。

以上から、本業務の請負者は、国内希少野生動植物種の生息域外保全事業と、それら保全事業に係る計画立案に関して、十分な知識と実績を有する者であることが必須である。

以上の観点から、下記に従い業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

### (1) 提出書類（別添様式）

過去5年以内の国内希少野生動植物種の生息域外保全事業の業務実績と、過去5年以内の国内希少野生動植物種の保全事業に係る計画立案の業務実績の2点を有することを証明する書類（当該業務に係る契約書の写し及び報告書表紙の写し等。）。業務数についてはそれぞれ1件とするが、1つの業務で両条件を満たす場合にはその旨を明記すること。

### (2) 提出に当たっての注意事項

- ア 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- イ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- ウ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(別添様式)

令和7年 月 日

分任支出負担行為担当官  
中部地方環境事務所  
信越自然環境事務所長 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

(押印不要)

令和7年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務  
請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

過去5年以内の国内希少野生動植物種の生息域外保全事業の業務実績と、過去5年以内の国内希少野生動植物種の保全事業に係る計画立案の業務実績の2点を有することを証明する書類（当該業務に係る契約書の写し及び報告書表紙の写し等。）。業務数についてはそれぞれ1件とするが、1つの業務で両条件を満たす場合にはその旨を明記すること。

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

(別紙)

## 環境省入札心得 (工事以外)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとする。
- (2) 書面による入札書は、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日

時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。



- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

令和 7 年      月      日

分任支出負担行為担当官  
中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住      所  
会 社 名  
代表者氏名

(復) 代理人  
(押印不要)

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名    : 令和 7 年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務
- 2 入札金額    : 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 契約条件    : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項    : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

## <担当者等連絡先>

部 署 名 :  
責任者名 :  
担当者名 :  
T E L :  
F A X :  
E - m a i l :

令和 7 年      月      日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長    殿

住      所  
会 社 名  
代表者氏名

(押印不要)

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1    入札件名：令和 7 年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務
- 2    電子調達システムでの参加ができない理由  
      (記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

＜担当者等連絡先＞

部 署 名：  
責任者名：  
担当者名：  
T E L：  
F A X：  
E-mail：

# 委 任 状

令和 7 年      月      日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長    殿

住            所  
(委任者) 会    社    名  
代 表 者 氏 名

(押印不要)

代 理 人 住 所  
(受任者) 所 属 (役 職 名)  
氏            名

(押印不要)

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

## 記

### (委任事項)

- 1    令和 7 年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務  
     の入札に関する一切の件
- 2    1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

### <担当者等連絡先>

部 署 名 :  
責 任 者 名 :  
担 当 者 名 :  
T E L :  
F A X :  
E - m a i l :

# 委 任 状

令和 7 年      月      日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長    殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏                  名

(押印不要)

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏                  名

(押印不要)

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 7 年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務  
の入札に関する一切の件

<担当者等連絡先>

部 署 名 :

責任者名 :

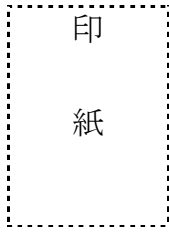
担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :





## 契 約 書

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 松本 英昭（以下「甲」という。）は、

（以下「乙」という。）と

「令和7年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和8年3月20日

納入場所 中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 野生生物課  
（長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎）

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の制限）

第5条 乙は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。



い。

- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

#### (契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

#### (支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

#### (仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

#### (契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の

代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 4 乙が前三項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
- 5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

- 第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（表明確約）

- 第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

- 第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等

において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

#### （債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

#### （紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
中部地方環境事務所  
信越自然環境事務所長 松本 英昭



乙 住 所  
氏 名



# 令和 7 年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務 仕様書

## 1. 件名

令和 7 年度希少高山蝶生息域外保全等推進業務

## 2. 業務の目的

令和 3 年 1 月に種の保存法に基づき国内希少野生動植物種に指定されたタカネヒカゲ八ヶ岳亜種（以下「八ヶ岳亜種」という。）は、八ヶ岳の限られた場所のみに生息し、令和 3 年度より生息状況の把握を目的としたモニタリング調査を実施している。また、南アルプスの仙丈ヶ岳周辺の限られた場所のみに生息するタカネキマダラセセリ赤石山脈亜種（以下「赤石山脈亜種」という。）は、南アルプスの限られた場所のみに生息し、令和 4 年度からモニタリング調査を実施している。八ヶ岳亜種及び赤石山脈亜種のいずれについても確認個体数は非常に少なく、絶滅のリスクが極めて高い状況であることが判明し、関係団体・関係者の連携による保全対策が急務となった。そのため、これら 2 種の生息域内保全の実施が必要であると同時に、生息域内での絶滅を回避するために緊急避難及び保険としての種の保存を目的とした生息域外保全の推進の必要性が高まっている。

しかしながら、八ヶ岳亜種については、令和 4 年度から八ヶ岳亜種の生息域外保全に向けた生息域外保全技術の確立を目的に、八ヶ岳亜種に近縁なタカネヒカゲ北アルプス亜種を用いた生息域外保全技術開発を進めているが、現時点では技術確立には至っていない。また、赤石山脈亜種についても、令和 5 年度から近縁なタカネキマダラセセリ飛騨亜種を用いた生息域外保全に向けた技術開発を進めているが、同様に現時点では技術は確立されていない。

本業務では、飼育・繁殖状況に係る情報集約及び生息域外保全事業の実施方針の検討等を目的とした希少高山蝶生息域外保全事業ワーキンググループの開催等を通じた、効率的・効果的な生息域外保全技術開発を目的とする。また、赤石山脈亜種については、新設する保全検討連絡会議の開催を通じて、生息域内保全及び生息域外保全を含む保全事業に関する検討を進めることを目的とする。

## 3. 業務の内容

業務の実施に当たっては、中部地方環境事務所信越自然環境事務所担当官（以下「環境省担当官」という。）と密に連絡調整を行い、環境省担当官の指示に従って進めること。業務実施に関する打合せは、本業務開始時に 1 回、保全検討連絡会議開催前に 1 回行うこと。

### （1）生息域外保全にかかる打合せ及びワーキンググループの開催

以下のように、高山蝶 2 種の生息域外保全技術開発の実施に当たって、有識者ヒアリング及びワーキンググループを開催する。

#### ① 有識者ヒアリング（集団ヒアリング）

生息域外保全技術開発の効果的・効率的な推進のため、専門的見地からの助言を得

ることを目的として、チョウ類の飼育に関して豊富な経験を持つ有識者（（１）②のワーキンググループ委員）３名を対象とした集団ヒアリングを実施する。集団ヒアリングはリモート開催とし、１０月頃を目処に２時間程度で計１回開催する。また、高山蝶２種に係る飼育試験の進捗状況や集積された知見に関して、効率的に情報共有を図ることを目的として、上記ヒアリングには、関係する昆虫飼育施設の飼育関係者６名程度に出席を依頼することとする。

なお、開催に当たっては日程調整を行い、開催時には打合せ記録の作成を行う。また、上記有識者３名に対しては、ヒアリングに対する謝金として１時間当たり５,７００円を支給する。

## ② 希少高山蝶生息域外保全事業ワーキンググループの開催

ハヶ岳亜種及び赤石山脈亜種の生息域外保全技術の確立に向け、飼育・繁殖状況に係る情報集約及び関係者間での情報共有並びに生息域外保全事業の実施方針の検討を目的として、チョウ類の飼育に関して豊富な経験を持つ有識者及び関係団体（昆虫飼育施設）から構成される、希少高山蝶生息域外保全事業ワーキンググループを開催する。

会議開催は１回２時間程度で１月頃のリモート開催を想定する。また、参加者は９名程度（委員３名、昆虫飼育施設関係者６名）を想定する。開催・運営に際しては、参加者に対する日程調整、開催案内の送付、環境省担当官から指示のある一部資料の作成、議事概要の作成等を行うこと。なお、上記委員３名に対して謝金として１４,２００円を支給する。

## （２）生息域外保全技術開発に係る飼育状況等に関する情報集約

ハヶ岳亜種及び赤石山脈亜種の生息域外保全に関して、生息域外個体群の適切な管理を可能にするため、２種の生息域外保全技術開発に係る関係団体（昆虫飼育施設３館程度）及び関係者（３名程度）より、ファウンダー（野生由来で飼育下にある動物などの繁殖計画において、最初の親となる個体）、飼育個体集計及び飼育・越冬条件に関して情報を集約し、その情報を規定様式の整理表に入力して管理する。

ファウンダーに係る情報集約（一斉チェック）と整理表への入力作業は年１回程度、飼育個体集計及び飼育・越冬条件に係る情報集約（一斉チェック）と整理表への入力作業は年２回程度を想定する。その他、関係団体及び関係者より別途情報提供があった場合には、上記に拠らず適宜整理表に入力する。入力フォーマットについては、別添資料１～３の通りである。

## （３）生息域外保全に向けた飼育繁殖技術開発に要する旅費の支給

ハヶ岳亜種及び赤石山脈亜種の生息域外保全に向けた飼育技術開発等において必要となる旅費を、国家公務員等の旅費に関する法律に従って飼育従事者（長野県在住者２名）に支給する。旅費支給に当たっては、１人当たり計１０回、日帰りでの長野県内の移動を想定する。



#### (4) タカネキマダラセセリ赤石山脈亜種保全検討連絡会議の開催

赤石山脈亜種に係る令和7年度事業実績報告及び令和8年度事業実施方針等について、学識経験者並びに関係行政機関及び関係団体から必要な意見を聴収することを目的として、環境省が設置するタカネキマダラセセリ赤石山脈亜種保全検討連絡会議（以降、「連絡会議」という。）を開催・運営する。連絡会議は年に1回、2時間程度で開催するものとし、参加者は20名程度を想定する。開催時期は、令和7年12月から令和8年1月頃とし、オンライン（Web会議システム）により実施する。

運営に際しては、出席者に対する日程調整のほか、本業務に係る結果報告資料の作成、次年度事業実施方針資料の作成補助、会議運営補助、議事概要の作成、委員等への謝金及び開催に伴う諸経費の支出を行う。検討委員（4名程度）及び専門委員（2名程度）に対しては、1名当たり14,200円の謝金を支給する（自治体関係者1名を除く）。

#### (5) 報告書作成

上記（1）～（4）をもとに、報告書を作成する。

### 4. 業務履行期限

令和8年3月20日（金）まで

### 5. 成果物

紙媒体：報告書 5部（A4判 30頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 中部地方環境事務所信越自然環境事務所野生生物課

### 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくようにする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本人サインによること。）

(参考)

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」 （内閣府・法務省・経済産業省作成）

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00095.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html)

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

表 1 ファウンダー情報整理表

| 項目                   |     | 記入内容                                                        |
|----------------------|-----|-------------------------------------------------------------|
| 年                    |     | ファウンダーから採卵した年(成虫を採集した年)                                     |
| 採集年月日                |     | 成虫や幼虫を採集した日時                                                |
| 採集者                  |     | ファウンダー採集に関わった人                                              |
| 採集場所                 |     | ファウンダーを採集した場所                                               |
| 成虫                   | オス  | 採集したオスの数                                                    |
|                      | メス  | 採集したメスの数                                                    |
|                      | 計   | 採集した成虫の合計数                                                  |
| 交配者                  |     | 交配を行った人                                                     |
| 交配個体                 | オス  | 交配に使用したオスの合計数                                               |
|                      | メス  | 交配に使用したメスの合計数(産卵しない、無精卵の個体を含む)                              |
| 交配                   | 期間  | 交配作業を実施した期間                                                 |
| 交配作業・状況              |     | 交配に使用した個体の様子や作業内容等                                          |
| 採卵者                  |     | 採卵を行った人                                                     |
| 採卵                   | メス  | 採卵に使用したメスの合計数(無精卵を産卵した個体を含む)                                |
| 採卵                   | メス名 | 名前を付ける(例:○01、○02、○03・・・)<br>※「採卵メス」の数だけ行を増やす。               |
| 産卵                   | 期間  | メスが産卵を開始してから終了するまでの期間                                       |
| 卵                    |     | 卵の総数(産卵しなかった場合は、「0」を記入)                                     |
| 孵化                   |     | 孵化成功総個体数(最多)※無精卵の場合は「0」を記入                                  |
| 採卵作業・卵(孵化幼虫)の配分記録    |     | 採卵作業の内容、卵や孵化幼虫の提出先等<br>※2 齢以降に幼虫を転出した場合は、記録簿に記入(この欄には記録しない) |
| 採卵メスが死亡した場合の様子や卵の状況等 |     | 採卵したメスが死亡した場合の様子、卵の様子等                                      |
| 備考                   |     | 補足説明があれば、記入                                                 |
| グループ                 |     | 卵や孵化幼虫、転出・分配先の飼育記録簿の「グループ名」を記入                              |

表2-1 飼育個体集計記録簿

| 項 目   | 記入内容                                     |
|-------|------------------------------------------|
| 年     | 飼育を開始した年                                 |
| 実施者   |                                          |
| グループ名 | 年+亜種略名+_ (アンダーバー)+実施者略名(+必要に応じて a、b、c …) |

表2-2 飼育個体数の記入基準

| 項 目                                    | 記入内容                         |
|----------------------------------------|------------------------------|
| 卵                                      | 飼育を開始した卵の総数                  |
| 1 齢(孵化)                                | 孵化成功総個体数(最多)                 |
| 2 齢                                    | 2 齢と識別できた個体数(参考値)            |
| 3 齢                                    | 3 齢と識別できた個体数(参考値)            |
| 4 齢                                    | 4 齢と識別できた個体数(参考値)            |
| 終齢幼虫                                   | 5 齢幼虫到達個体数                   |
| 越冬前                                    | 越冬開始総個体数                     |
| 越冬後                                    | 越冬後生存総数                      |
| 蛹                                      | 蛹化個体数                        |
| 成虫(オス・メス)                              | 羽化成功個体数                      |
| 交尾メス                                   | 交尾に成功したメスの総数                 |
| 転入・転出の個体数(ファウンダーを除く)、最後に確認した時の様子に関する記録 | 転入・転出の個体数や最後の飼育個体の様子などに関すること |
| 備考                                     | 補足説明があれば、記入                  |

表 3 個体の飼育条件・越冬条件(参考情報)

| 項目     |   | 記入内容            |
|--------|---|-----------------|
| 年      |   | 西暦              |
| 実施者    |   | 実施者名            |
| グループ名  |   | コード             |
| 段階     |   | 越冬 1 年目・越冬 2 年目 |
| 個体数    |   | 数値              |
| 開始日    |   | 月 日             |
| 終了日    |   | 月 日             |
| 場所     |   | 具体的な飼育場所        |
| 設備     |   | 具体的な飼育設備        |
| 容器・鉢植え |   | 容器・鉢植えの別        |
| 温度     |   | 数値              |
| 湿度     |   | 数値              |
| 日照条件   | 明 | チェック            |
|        | 暗 | チェック            |
| 備考     |   | 具体的な状況記述        |